

令和6年第3回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	令和6年9月3日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和6年9月3日	9時30分	議長	重松一徳	
及び宣告	散会	令和6年9月3日	13時35分	議長	重松一徳	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の別	議席 番号	氏 名	出席等 の別
	1番	工藤 絵美子	出	8番	大久保 由美子	出
	2番	水田 志保	出	9番	末次 明	出
	3番	中牟田 文明	出	10番	栗野 久明	出
	4番	佐々木 教雄	出	11番	大山 勝代	出
	5番	中村 絵理	出	12番	松石 信男	出
	6番	天本 勉	出	13番	重松 一徳	出
	7番	松石 健児	出			
会議録署名議員	10番	栗野 久明		11番	大山 勝代	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 井上 克哉		(係長) 天野 拓也		(書記) 真崎 静	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	松田 一也	まちづくり課長	井上 信治		
	副町長	熊本 弘樹	定住促進課長	山田 恵		
	教育長	柴田 昌範	建設課長	今泉 雅己		
	総務課長	平野 裕志	会計管理者	寺崎 博文		
	企画政策課長	亀山 博史	教育学習課長	古賀 浩		
	財政課長	吉田 茂喜	福祉課参事	松田 美紀		
	税務課長	古賀 満宏	こども課保育園長	舟木 徳茂		
	住民課長	藤田 和彦	産業振興課参事	佐藤 定行		
	健康増進課長	村上 妙子	まちづくり課図書館長	城本 直子		
	福祉課長	戸井 竜二	建設課参事	酒井 孝行		
こども課長	山本 賢子	代表監査委員	太田 博史			
産業振興課長	大石 顕					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		諸般の報告
日程第4		各常任委員会の所管事務調査報告
日程第5		一般行政報告
日程第6		教育行政報告 提案理由説明
日程第7	議案第30号	基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
日程第8	議案第31号	基山町国民健康保険条例の一部改正について
日程第9	議案第32号	県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収に関する条例の一部改正について
日程第10	同意第3号	基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第11	議案第33号	令和5年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第12	議案第34号	令和6年度基山町一般会計補正予算（第3号）
日程第13	議案第35号	令和6年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第14	議案第36号	令和6年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第15	議案第37号	令和6年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第16	認定第1号	令和5年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第17	認定第2号	令和5年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第18	認定第3号	令和5年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第19	認定第4号	令和5年度基山町下水道事業会計決算の認定について
日程第20	報告第7号	令和5年度基山町健全化判断比率等の報告について
日程第21	報告第8号	教育委員会事務事業点検及び評価報告について

日程第22

決算特別委員会の設置について

～午前 9 時30分 開会～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
ただいまから令和 6 年第 3 回基山町議会定例会を開会します。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（重松一徳君）

日程第 1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、栗野久明議員と大山勝代議員を指名
します。

日程第 2 会期の決定

○議長（重松一徳君）

日程第 2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日から20日までの
18日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（重松一徳君）

日程第 3. 諸般の報告を行います。

令和 6 年第 3 回定例会諸般の報告。

最初に、例月出納検査について報告します。

地方自治法第235条の 2 第 1 項の規定による例月現金出納検査について、同条第 3 項の規
定により、監査委員から結果の報告がありました。お手元に配付しておりますので、後ほど
お目通しをお願いいたします。

次に、閉会中の議会の会議及び研修等について報告します。

令和 6 年 6 月 27 日に鳥栖地区広域市町村圏組合議会臨時会が開催され、議長、工藤議員が
出席しました。

次に、令和 6 年 7 月 22 日に鳥栖・三養基地区消防事務組合議会臨時会が開催され、議長、

大久保議員が出席しました。

次に、令和6年7月24日に知事・市町議会議長懇話会が開催され、議長が出席しました。

次に、令和6年7月25日に佐賀県町村議会議長会議が開催され、議長が出席しました。

また、同日に佐賀県町村議会議長会主催の特別セミナーが開催され、江藤俊昭氏を講師に迎え、「町村議会の現状と課題、そしてその打開の道を探る」を演題に講演があり、議長、松石健児副議長が出席しました。

次に、令和6年8月7日に上峰町で三養基郡町村議会議長会全議員研修会が行われ、鍵屋一氏を講師に迎え、「防災・減災と議会の役割」を演題に講演があり、議員13名が出席しました。

次に、令和6年8月21日に佐賀県町村議会議長会臨時総会及び議長会議が開催され、議長が出席しました。

また、同日に佐賀県町村議会議長会主催の全議員研修会が開催され、河野克俊氏を講師に迎え、「ウクライナ戦争・台湾有事と日本の安全保障」を演題に講演があり、議員13名が出席しました。

次に、令和6年8月28日に基山町議会議員と基山町商工会役員との意見交換会が開催され、議員13名が出席しました。

次に、令和6年8月29日に鳥栖・三養基地区消防事務組合議会定例会が開催され、議長、大久保議員が出席しました。

また、同日に鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会が開催され、議長、工藤議員が出席しました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 各常任委員会の所管事務調査報告

○議長（重松一徳君）

日程第4. 各常任委員会の所管事務調査報告を議題とし、調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を求めます。天本総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（天本 勉君）（登壇）

皆さん、おはようございます。それでは、総務文教常任委員会の所管事務調査の報告をさせていただきます。

本委員会は、所管事務の調査を終了したので、その結果を報告します。

1 調査事項及び調査期日

(1) 基山小学校の増築工事と特別支援教育について 令和6年8月6日(火)

教育学習課の概要説明及び現地視察

2 調査結果

障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、特別支援教育を行うこととされており、障害を持った児童生徒のため学習上または生活上の困難を克服するため特別支援学級を設置している。

近年、児童数の増加や35人学級が開始されたこと等による教室不足に対して、特別教室の改修等で対応してきた。しかし、令和6年度に特別支援学級が増加する見込みとなり、今後も特別支援学級の教室不足が見込まれることから、令和6年3月に増築校舎の整備を行った。

増築校舎は鉄筋造2階建て。1階は特別支援学級4教室を設置し、2階は多目的ルームとして活用されている。今年度は1階の特別支援学級4教室全てを使用し、2階の多目的ルームは不登校児童対応の「さくら一む」として使用しており、放課後は放課後児童クラブが利用しているとの説明を受けました。

特別支援学級の児童数増の理由についてただしたところ、児童数の増加もあるが、児童の特性に合わせた最適な学びを受けられる特別支援学級を選ぶ保護者が増えたことや、子供の特性を理解し早めの療育につなげる家庭が増えたこと、また、保育園等と小学校との連携により情報共有がうまく取れるようになってきたことなどが要因であるとの説明を受けました。

「さくら一む」と「まいる一む」の違いについてただしたところ、増築校舎の整備により2階の多目的ルームに余裕ができたため、本年度より「さくら一む」を設置した。学校の敷地に足を踏み入れることができない児童は保健センター内の「まいる一む」を利用し、学校には来れるが教室には入れない児童が「さくら一む」を利用している。曜日や時間によって異なるが、6人から7人が利用しているとの説明を受けました。

特別な支援を必要とする児童生徒や不登校の児童生徒が増加傾向にあり、きめ細かな支援を行っていく必要がある。

当委員会としては、学校が児童生徒にとって楽しく学び、安心して生活できる場となるため、カームダウンルームを作るなどの環境整備を提案しました。

以上で報告を終わります。

○議長（重松一徳君）

次に、厚生産業常任委員会の所管事務調査報告を求めます。大久保厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（大久保由美子君）（登壇）

おはようございます。厚生産業常任委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は、所管事務の調査を終了したので、その報告をします。

1 調査事項並びに調査期日

（1）基山町下水道事業について 令和6年7月18日（木）

概要説明及び現地視察（基山汚水ポンプ場、宝満川浄化センター）

2 調査結果

本町の下水道事業は、福岡県の宝満川上流流域下水道への接続を行う「宝満川上流流域下水道関連基山町公共下水道」が全体計画として位置づけられ、平成13年3月30日に供用開始となりました。下水道事業を取り巻く環境は、人口減少や資産の老朽化に加え、物価高騰により今まで以上に厳しさを増すと予想され、持続的な経営のための取組が必要となっています。

平成30年度には、福岡県において流域下水道の施設利用に関して検討が行われ、本町の汚水全量を宝満川浄化センターで処理可能であると示されたことを受け、効率的に事業を実施できると判断し、宝満川流域下水道へ接続先の変更を行い、宝満川浄化センターへ圧送する汚水ポンプ場及びその接続管渠を令和8年4月の供用開始に向けて建設中です。

建設中の汚水ポンプ場を現地視察し、工事概要や工程についての説明を受けました。汚水ポンプ場は鉄筋コンクリート造3階建て（地下2階）で総事業費約27億円を要し、工期は令和5年10月21日から令和7年12月15日までです。

供用開始後に職員が常駐するのかわたしたところ、通常はWEBによる監視を行い、異常があった場合は職員が汚水ポンプ場へ駆けつける予定であると説明を受けました。

また、今後の汚水処理についてたまたしたところ、供用開始直後は4処理場（けやき台、基山ニュータウン、本桜、きやま台）以外の汚水を当ポンプ場経由で宝満川浄化センターへ圧送する。令和11年までには、経済性を勘案し、40年以上経過し老朽化したけやき台処理場以

外の3処理場を宝満川流域下水道へ統廃合を行います。

将来的には町内の全ての処理場を宝満川流域下水道へ統廃合を行う計画であり、汚水ポンプ設備の排水能力は、家庭汚水5,000立方メートル、工業排水等3,000立方メートルを合わせた8,000立方メートルを見込んでいるとの説明を受けました。

次に、汚水ポンプ場の接続先である宝満川浄化センターを視察しました。同センターは小郡市北部・筑紫野市南部を計画区域として昭和63年6月に供用開始されました。1日当たりの処理能力は2万8,280立方メートルで、県職員5名と委託業者により運営をされています。

家庭や工場等からの汚水が当センターに集まり、各処理工程を通して処理水と汚泥に分離されています。宝満川へ放流する処理水については、法令上の排水基準を十分に満たしているとの説明を受けました。

以上で報告を終わります。

日程第5 一般行政報告

○議長（重松一徳君）

日程第5. 一般行政報告を議題とし、町長の一般行政報告を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

本日は、令和6年第3回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が「基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」外2件、同意案件が「基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、未処分利益剰余金処分案件が「令和5年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、予算案件が「令和6年度基山町一般会計補正予算（第3号）」外3件、そして決算認定案件が「令和5年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について」外3件となっております。これらについて御提案申し上げ、御審議いただきたいと考えております。

また、報告事項として「令和5年度基山町健全化判断比率等の報告について」外1件をお願いいたしております。

それでは、早速でございますが、一般行政報告に移らせていただきます。

まず、一部事務組合等の会議の報告でございます。

鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会が8月29日に開催され、令和5年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算の認定等について、全6議案が審議され原案どおり可決されました。

また、鳥栖・三養基地区消防事務組合議会定例会も同日開催され、令和5年度歳入歳出決算の認定等について、全3議案が審議され原案どおり可決されました。

次に、災害関係についてでございます。

台風10号につきましては、住民の皆さんの安全を確保するために、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令し、29日午前10時から町民会館を避難所として開設しました。

避難所には、77の方が避難され一夜を過ごされました。

なお、今回の台風での被害状況につきましては、現在のところ大きな被害報告はあっておりません。

次に、第6次基山町総合計画策定についてでございます。

全ての世代に住み続けたいと思ってもらえる魅力あるまちづくりを目指すため、町行政における総合的かつ計画的な運営の中心となる第6次基山町総合計画の策定に当たり、総合計画基本構想（案）を作成し、8月8日に町民向けの説明会・意見交換会を開催しました。

次に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業についてでございます。

定額減税し切れないと見込まれる個人に対して給付する「調整給付金」につきましては、3,664件の支給確認書を送付しました。オンライン申請や支給確認書の返送があった方に対し、8月30日に596件、2,879万円を初回の給付として行いました。また、9月6日には1,337件、5,901万円の給付を予定しており、合計で1,933件、8,780万円となります。

次に、物価高騰の影響を受け、生活費の負担増加により特に生活支援が必要になっている新たな住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり10万円及び18歳未満の児童1人当たり5万円を給付する「物価高騰対応重点支援給付金」につきましては、8月末現在、83世帯に935万円の給付を行いました。

また、新たに住民税均等割のみ課税された世帯に対し、1世帯当たり10万円及び18歳未満の児童1人当たり5万円を給付する「低所得者支援給付金」につきましては、8月末現在、108世帯に1,190万円の給付を行いました。

次に、定住促進に関する事業についてでございます。

「子育て・若者世帯の住宅取得補助金」につきましては、8月末現在の申請件数が10件と

なっております。

移住体験住宅につきましては、8月末現在の利用件数は宮浦体験住宅7件、小倉体験住宅6件となっております。

佐賀県外から移住し要件を満たす49歳以下の方に交付する「さが暮らしスタート支援事業に係る移住支援金」につきましては、8月末現在の申請件数は1件となっております。

次に、町営本桜団地火災復旧事業についてでございます。

町営本桜団地（RC-1）の火災復旧に係る修繕につきましては、現在、外壁洗浄、外壁塗装を行っております。今後、内部修繕を行い、令和7年1月には全ての修繕を完了させる見込みです。

次に、農業関係についてでございます。

佐賀県の県営土地改良事業において洪水吐の改良工事を行ってございました亀の甲ため池について、7月24日に工事完了いたしました。現在、ため池の所有権移転登記について、水利組合と手続を進めております。

次に、国民スポーツ大会推進事業についてでございます。

本年10月のSAGA2024国民スポーツ大会の開催に向けて、6月下旬から7月中旬にかけて、総務企画、競技式典、宿泊衛生、輸送交通の各専門委員会を開催しました。

きのくに祭りでは国スポ正式競技卓球体験コーナーを行い、162名の皆さんに参加いただきました。また、全国から来町される選手関係者等の皆さんに歓迎の気持ちをお伝えする「歓迎ラミネート」を作成し、町内の商工業の皆さんに協力いただき、店舗等に設置していただきました。8月30日には、SAGA2024に参加いただくボランティアの皆さんを対象にした研修会を実施し、併せて会場の草花装飾事業としてプランターに花苗の植付けを行うなど、大会の認知度や参加意識の向上を図りました。

次に、きのくに祭りについてでございます。

7月20日に「第37回のきのくに祭り」が開催されました。今年も基山町ふるさと大使のお笑いコンビどぶろっくをゲストとして迎え、「どぶろっくオンステージ」や地元ダンススクールによるパフォーマンス、音楽ライブなどが披露されました。また、今年初登場「サカナマン」の戦隊ショーも加わり大勢の参加者でにぎわいました。

次に、「きやまづくり大学」についてでございます。

町民、町民活動団体、事業者及び町が学びを通じて地域の魅力や課題を共有し、その情報

の発信や解決策を実践する人材育成を図ることを目的に「きやまづくり大学」を開講しております。今年度は「SAGA2024 基山直前編」と題し、7月26日に開催いたしました。内容といたしましては、佐賀県職員と町職員がSAGA2024の現状の講義を行い、その後、卓球協会主催の卓球教室に合流し、競技に参加する選手の紹介を受け実技を見学しました。町民の参加人数は80名でした。

次に、きやま創作劇についてでございます。

今年度は、「基山」にまつわる基山町の歴史を学び伝えるため「永遠（トワ）に君思う」の上演が決定しました。7月27日に説明会を行い、12月の公演に向けて練習を行っております。

次に、生涯スポーツについてでございます。

ふるさと応援寄附基金活用事業として、6月30日に2024明治安田J1リーグ第21節サガン鳥栖対柏レイソル戦のマッチデースポンサーとなり、基山町応援デーを開催しました。町民100名を無料招待し、町内の小・中学生によるフラッグを持つての入場や選手入場の際のエスコートキッズを行いました。

また、7月27日には、SAGA久光スプリングスバレーボール教室を開催し、基山町のジュニアバレー3チーム及び基山中学校男子バレー部、女子バレー部より69名が参加し、現役選手7名と様々な練習を行い、選手の方々からアドバイスを受けながら熱心に取り組んでいました。

次に、健康増進対策についてでございます。

生活習慣病予防や疾病の早期発見のための総合健診として、特定健診及び各種がん検診を5月に7日間、6月に6日間の13日間実施しました。10月と11月にも5日間を予定しています。

例年同様、事前予約制による当日の待ち時間の短縮や特定健診とがん検診の同日受診の対応、土日の健診を行うとともに、基山町母子保健推進員の協力の下に、託児日の設定などの対応を行い効果的・効率的に実施しました。

次に、子どもクラブ事業についてでございます。

6月22日に基山町子どもクラブ連絡協議会主催による子どもクラブスポーツ大会が総合体育館アリーナと基山っ子みらい館で開催されました。総合体育館アリーナで行われた小学生のドッジビーでは、1つの区から複数のチームでの参加や区を超えた合同チームでの参加が

あり、合計18チームが出場しました。総合体育館いっぱいの子供たちと応援者の歓声があふれ、子供たちが互いに励まし合いチーム一丸となって勝利を目指す姿が見られました。また、基山つ子みらい館で行われた中学生の卓球でも楽しい熱戦が繰り広げられました。

次に、青少年育成事業についてでございます。

8月2日、3日の1泊2日の日程で、青少年育成町民会議主催の夏期研修自然体験活動が実施されました。今年は小中学生24名が参加し、大分県九重町の牧ノ戸峠登山口から杓掛山を經由して久住山を目指しました。記録的な猛暑の中、道中厳しい箇所もあり、久住分かれ避難小屋で折り返す行程となりましたが、基肆山歩会の方々の指導と励ましを受け、参加者全員で力を合わせて約8キロの山道を無事に踏破することができました。寝食を共にし、ふだんの生活では経験できない自然の厳しさや仲間と力を合わせて頑張った達成感等の体験を通して、次代を担う青少年の健全育成を推進しました。

次に、生活環境事業についてでございます。

6月2日に県内一斉美化活動を開催しました。町内の各区で取り組んでいただき、可燃物等約6.4トン、前年比1.1トン減となり、町内美化を進めていただきました。

「親子で川の生き物調査～水生生物調査～」を7月30日に実施しました。この事業は、川の中にすんでいる生き物の種類により川の汚れの調査を行うもので、会場の基山共同乾燥場には10組29名の参加があり、調査によりきれいな川との結果が出ました。

また、8月31日に、SAGA2024国民スポーツ大会デモンストラーションスポーツ草スキー大会の会場となるキザンの除草清掃活動として、クリーンアップキザンを実施しました。台風10号が通過した翌日でしたが、町内団体7団体、町内企業3社、町民ボランティア合わせて75名の御参加をいただき、キザン環境の保全と草スキー大会への準備を進めることができました。

次に、工事の発注及び進捗状況についてでございます。

令和6年度町道関屋・上原線交通安全施設測量設計業務委託につきましては、令和6年7月25日から令和7年1月15日までの工期で、第一総合技術株式会社佐賀事務所が572万円で請け負い、受託業務を行っています。

現在の出来高は、10%でございます。

交通安全施設工事（高島・小原線外）につきましては、令和6年8月13日から令和6年12月20日までの工期で、有限会社飛松建設が880万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は、10%でございます。

道工6補第3号三国・丸林線道路改良工事（本線・広場整備）につきましては、令和6年6月3日から令和7年2月28日までの工期で、株式会社相生園緑地建設が4,378万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は、25%でございます。

道工6補第4号三国・丸林線道路改良工事（広場照明設備）につきましては、令和6年6月3日から令和7年3月7日までの工期で、株式会社電興社東部営業所が1,452万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は、25%でございます。

令和5年災（繰）林道施設災害復旧事業鎌浦線工事につきましては、令和6年6月3日から令和6年12月13日までの工期で、有限会社園部設備工業が740万3,000円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は、25%でございます。

下工6補第1号宝満川処理区第6汚水幹線管路築造工事（4工区）につきましては、令和6年6月28日から令和7年1月31日までの工期で、株式会社坂口組基山支店が9,713万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は、10%でございます。

下工6補第2号宝満川処理区第2汚水幹線管路築造工事（4工区）につきましては、令和6年8月5日から令和7年3月14日までの工期で、鳥飼建設株式会社が8,767万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は、10%でございます。

次に、図書館についてでございます。

6月22日に読書推進事業として、佐賀大学より吉村圭先生をお招きし、イギリス児童文学を学ぶ講演会を開催し、25名の方に御参加いただきました。

セカンドブックプレゼント事業では、7月3日に若基小学校の1年生50人に、7月5日に基山小学校の1年生132人に、基山町選定図書の中から児童が希望する本1冊とPICFAデザインの図書館通いバッグを贈りました。

8月31日には、大字基山編集部と共催で、クリーニングデイ佐賀として誰でも自由に参加できる本の交換会を開催し、多世代交流と本の再利用につなげました。

その他、読書感想文の書き方講習会や映写会等も開催いたしました。

利用状況につきましては、入館者数6月1万4,208人、7月1万4,107人、貸出冊数6月2万6,271冊、7月2万4,750冊となっております。今後も、魅力ある図書館づくり、町民の方から親しまれる図書館づくりを目指して推進してまいります。

最後に、ふるさと応援寄附金についてでございます。

8月末現在、2万2,012件、3億2,558万8,100円の寄附申込みをいただいております。昨年の同時期に比較しますと、件数で80.1%の増、金額では45.3%の増となっております。

以上をもちまして、一般行政報告を終わらせていただきます。

日程第6 教育行政報告

○議長（重松一徳君）

日程第6. 教育行政報告を議題とし、教育長の教育行政報告を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

皆さん、おはようございます。続きまして、教育行政報告をさせていただきます。

まず、学校教育関係についてでございます。

町立小中学校の3校ともに7月20日に1学期終業式を行い、8月26日に2学期始業式を実施しました。夏休み期間中は、昨年度と同様にタブレット端末を活用し、オンライン登校日を各学校と各家庭をつないで実施をしたり、タブレットを活用したデジタル教材の宿題にも取り組ませたりしました。

夏休み期間中の放課後児童クラブの利用者数は、基山小学校ひまわり教室が278人、若基小学校コスモス教室が115人でした。

小学校の放課後補充学習につきましては、民間の学習塾「英進館」に業務を委託し、3年生と6年生を対象に実施しております。6月26日から開始し、来年の2月下旬まで18回行う予定としております。参加者数については、3年生が基山小学校102人、若基小学校24人、6年生は基山小学校50人、若基小学校10人となっております。

中学生の補充学習につきましては、放課後補充学習として1・2年生を対象に6月5日から来年の2月下旬まで18回行う予定としており、110人が参加して実施しております。中学3年生を対象にした放課後補充学習は、11月中旬から開始する予定にしております。

次に、通学路合同点検についてでございます。

保護者代表としてPTA役員、住民課、建設課、教育学習課、各小学校校長、中学校職員、

関係地区の区長さん、安全な町づくり推進協議会、鳥栖警察署交通課の方々と共に、基山町通学路交通安全プログラムに基づき6月25日に通学路合同点検を行いました。

今年度は、1区、2区、9区、6区、12区、14区、15区で点検を行い、カラー舗装、道路区画線の修繕や12区の道路から幹線道路へ進入する車両に対して一時停止を徹底する対策を講じることで安全確保ができないかなど、鳥栖警察署交通課担当者と関係者で意見交換をしながら確認し、検討をしたところです。合同点検で確認した事項については、関係各課で協議をして今後改善できるよう努めることとしております。なお、「対策箇所図」及び「対策箇所一覧表」が後日、基山町ホームページに公表される予定です。

次に、中学校の部活動関係についてでございます。

6月29日から鳥栖・基山地区中学校総合体育大会が行われました。団体種目では、女子バレーボールが優勝し、団体4種目、個人戦ではソフトテニス3ペア、剣道で2人が地区代表として県大会に出場しました。

県大会出場者の中で九州大会へ出場権を得たのは、陸上競技女子400メートルリレー、ほか個人種目4人、空手道男子形団体、バドミントン女子ダブルスでした。

陸上競技女子400メートルリレーは佐賀県代表として、福井県で行われた全国中学生陸上競技大会に出場しました。

また、文化部では吹奏楽部が佐賀県吹奏楽大会において見事、金賞を受賞しました。

次に、文化財関係についてでございます。

5月7日に基山町民俗芸能保存会総会が開催され、基山町指定の重要無形民俗文化財「荒穂神社の御神幸祭」と「宝満神社の園部くんち」の開催が決定されました。多くの方々が祭りに参加し、観覧していただけるよう準備を進めております。あわせて、民俗芸能などを広く知っていただくために、9月14日から11月3日まで町立図書館郷土資料コーナーにて「きやまの民俗芸能展Vみゆきする神々」展を開催いたします。

次に、国の特別史跡「基肄城跡」への関心を高めるための取組として、今年も「基肄城絵はがきコンクール」を開催しました。応募総数は1,280点で、優秀作品13点と全ての応募作品を8月6日から9月8日まで基山町立図書館で展示して、多くの町民の方々に御覧いただいております。

最後に、災害復旧事業についてでございます。

令和5年7月の大雨で特別史跡地内の遊歩道や管理道路が被災しましたので、繰越事業に

より災害復旧事業を進めています。6月25日に文化庁及び佐賀県文化財保護活用室担当者に対し、災害復旧の工法説明を行い、7月18日には基肄城跡保存整備委員会において災害復旧工事に対する御助言をいただきました。今後、登山者等への利便性を早く確保できるよう災害復旧に努めてまいります。

以上で教育行政報告を終わります。

○議長（重松一徳君）

町長のほうから訂正の報告がありますので、認めます。松田町長。

○町長（松田一也君）

一般行政報告の中で、国民スポーツ大会推進事業の項目の中で8月30日にはボランティアの皆さんを対象にした研修会を実施したというふうに申し上げましたが、これは台風で延期になっており、このコメント、この研修会の部分を削除させていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。ちょうどこれをつくるときとこう、うまく除くことができなくて、私も気づかずに読んでしまいましたので、大変失礼いたしました。

日程第7～21 議案第30号～議案第32号、同意第3号、議案第33号～議案第37号、認定第1号～認定第4号、報告第7号～報告第8号

○議長（重松一徳君）

日程第7. 議案第30号から日程第9. 議案第32号まで、日程第10. 同意第3号、日程第11. 議案第33号から日程第15. 議案第37号まで、日程第16. 認定第1号から日程第19. 認定第4号まで、日程第20. 報告第7号から日程第21. 報告第8号までを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、令和6年第3回定例議会に付議いたします議案について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回、条例案件3件、人事案件1件、未処分利益剰余金処分案件1件、予算案件4件、決算認定案件4件、報告事項2件を上程しております。

それでは、順次、提案理由について説明いたします。

まず、議案第30号「基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」でございます。

「児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正

する政令」の公布に伴い、引用条文の項番号の整理が必要なため、「基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第31号「基山町国民健康保険条例の一部改正について」でございます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」の公布に伴い、国民健康保険被保険者証の廃止による所要の改正を行うため、「基山町国民健康保険条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第32号「県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収に関する条例の一部改正について」でございます。

令和6年度に基山町内に新規参入を予定している農業法人の「県営法人経営農地整備事業実施要綱」に規定されているオーダーメイド整備事業の実施に伴い、分担率を設定する必要があるため、「県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、同意第3号「基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」でございます。

基山町教育委員会委員の任期満了に伴い、引き続き田口英信氏を選任いたしたく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第33号「令和5年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」でございます。

「地方公営企業法」第32条第2項の規定により、令和5年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の一部の額を資本金に組み入れ、一部の額を建設改良積立金へ積み立てるため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第34号から議案第37号までは、「令和6年度各会計の歳入歳出補正予算」についてでございます。

議案第34号「令和6年度基山町一般会計補正予算（第3号）」につきましては、今回、補

正予算として6億8,624万8,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は、歳入歳出とも、97億7,487万8,000円となります。

次に、補正予算の主なものについて申し上げます。

まず、障害福祉サービス費及び障害児通所給付費についてでございます。

サービス利用の増加に伴い増額をお願いするものでございます。

補正額は、2億2,725万2,000円でございます。

次に、企業立地奨励金及び企業立地促進特区補助金についてでございます。

企業立地促進のため、工場などの新設、増設への奨励措置費用の増額をお願いするものです。

補正額は、8,766万円でございます。

次に、社会資本整備総合交付金事業でございます。

基山総合公園の東側緑地広場の施設整備に係る費用の追加をお願いするものでございます。

補正額は、3,245万円の追加でございます。

次に、急傾斜地崩壊防止事業についてでございます。

上原地区、吉原地区の急傾斜地崩壊防止対策に係る費用の追加をお願いするものでございます。

補正額は、4,513万3,000円でございます。

次に、基山小学校維持管理事業についてでございます。

次年度の特別支援学級数の増加を見込み、基山小学校の新校舎2階の改修などを行うものです。

補正額は、1,088万2,000円でございます。

以上、概要について申し上げますが、他の内容につきましては担当課長より説明させていただきたいと思っております。

議案第35号「令和6年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」につきましては、今回、補正予算として353万円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は、歳入歳出とも21億5,974万6,000円となります。

なお、補正予算の主な内容は、償還金の減額及び予備費等の増額でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議案第36号「令和6年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきまし

ては、今回、補正予算として559万1,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は、歳入歳出とも3億6,298万6,000円となります。

なお、補正予算の主な内容は、保険料等納付金の増額等でございます。

議案第37号「令和6年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）」につきましては、今回、補正予算として513万円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は、20億8,245万4,000円となります。

なお、補正予算の主な内容は、修繕費等の増額でございます。

次に、認定第1号から認定第3号までは、令和5年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてでございます。

「令和5年度基山町一般会計、基山町国民健康保険特別会計、基山町後期高齢者医療特別会計」の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

別冊に、令和5年度基山町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の決算に係る主要な施策の成果の説明書をお手元に差し上げているところでございます。その説明書を基に概要について説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

まずは1ページを御覧ください。一般会計でございます。

令和5年度は、「スポーツ振興による地域活性化と音楽のある幸せなまちづくり」として、SAGA2024国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けて町民のスポーツへの関心を高めるとともに、多様な音楽を町中に広げる事業に取り組みました。あわせて、町内の子育て・教育に関する最新の実態調査を行い、課題とニーズに対応し、基山町の子育て支援施策を再構築する「基山町で自慢の子育て支援策の更なる充実」、そして「住民対応の行政機能の強化」では、基山町のために活動する各種団体との連携や町内で活躍する人や団体同士のマッチング・ペアリングに取り組んだところでございます。

2ページをお願いしたいと思います。

まず、2の決算規模について説明いたします。

歳入総額が93億8,983万6,000円、歳出総額が90億5,568万1,000円で、前年度決算額と比べますと歳入は3億8,496万1,000円、4.3%、歳出は3億3,772万円、3.9%の増となっているところでございます。

これを前年度決算の対前年度伸び率、歳入5.9%減、歳出6.0%減と比較すると、歳入で10.2ポイント、歳出で9.9ポイント増になっているところでございます。

次に、3の決算収支の状況でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は、3億3,415万5,000円の黒字となっており、そのうち、令和6年度に繰り越すべき財源は4,359万6,000円で、実質収支額は2億9,055万9,000円となっております。

また、令和5年度の実質収支額から令和4年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は909万1,000円の黒字となっており、単年度収支額に財政調整基金積立額を加えた実質単年度収支額は2億9,617万5,000円となっております。

3ページをお願いいたします。

4の歳入の状況でございますが、令和5年度の歳入決算額は93億8,983万6,000円で、前年度に比べて3億8,496万1,000円の増となっているところでございます。

3ページから9ページにかけて、歳入の款ごとの決算状況を記載しているところでございます。

主なものについて御説明いたします。

(1) 町税につきましては、決算額が25億6,793万4,000円で、前年度に比べて7,762万5,000円の増となっております。増収の主なものは、固定資産税が償却資産の課税標準額の増により9,069万9,000円の増、個人町民税が所得金額の増により1,664万1,000円の増となっております。また、減収の主なものは、法人町民税が法人税割額の減により3,747万1,000円の減となっているところでございます。

7ページをお願いしたいと思います。

(10) 地方交付税につきましては、国の地方財政対策等により、前年度に比べて1,935万5,000円の増となっているところでございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

(14) 国庫支出金につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増加等により、前年度に比べて1億2,424万8,000円の増となっております。

(15) 県支出金につきましては、佐賀県地域医療介護総合確保基金事業補助金、母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業補助金の増加等により、前年度に比べて6,372万円の増となっているところでございます。

(16) 財産収入につきましては、土地売却収入の増加等により、前年度に比べて1億3,335万5,000円の増となっているところでございます。

9 ページをお願いいたします。

(20) 諸収入につきましては、プレミアム付商品券事業の事業費規模の減少に伴う販売代金の減等により、前年度に比べて1億119万2,000円の減となっているところでございます。

(21) 町債につきましては、学校教育施設等整備事業債及び公共施設等適正管理推進事業債の増加により、前年度に比べて3,442万3,000円の増となっているところでございます。

10ページをお開きいただきたいと思っております。

5の歳出の状況でございますが、令和5年度歳出決算額は90億5,568万1,000円で、前年度に比べて3億3,772万円の増となっております。

目的別歳出の状況で、増減の主なものを申し上げます。

まず、増加したものでございますが、総務費が財政調整基金や減債基金等への積立金の増加により5,864万3,000円、民生費がデジタル田園都市国家構想交付金事業及び地域医療介護総合確保基金事業の増加等により4億6,807万7,000円、教育費が基山小学校校舎整備に係る事業費の増加等により8,373万7,000円、前年度に比べて増となっているところでございます。

次に、減少したものでございますが、衛生費が新型コロナウイルスワクチン接種事業費及び広域ごみ処理施設運営費負担金の減少等により1億1,905万7,000円、商工費がプレミアム付商品券事業等の減少により9,026万4,000円、災害復旧費が林道施設災害復旧事業の減少等により5,997万1,000円、前年度に比べて減となっているところでございます。

次に、12ページでございます。

6の新型コロナウイルス感染症関連でございます。こういうまとめ方をするのは多分これが最後になるというふうに思いますけれども、令和5年度は新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、前年度と比較しますと決算額は3億9,442万2,000円の減となっております。そのような中、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対するきめ細かな支援が求められ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用して事業を行ったところでございます。

主な事業といたしましては、コロナ禍における電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響を受けている低所得者への支援に加え、子育て世帯の経済的負担を軽減するための新生児特別定額給付金事業や学校給食食材費の補助、プレミアム商品券事業や中小企業等緊急支援事業による経済活性化策など、国や県が実施していない分野への町独自のきめ細かな事業を実施したところでございます。

関連事業一覧を示しておりますので、後ほどお目を通していただければと思いますが、その中で、13ページ以降になりますけれども、私のほうで特に特徴的なものについて13ページ以降で5つほど取り上げて説明させていただきたいというふうに思います。

まず、13ページの(2)の総務費の中の③でございます。

これ、昨年度、令和5年度に新たに、もともと基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略という名前の戦略に基づいてやっていたのを、昨年度からそれを切り替えて、新しい基山町デジタル田園都市国家構想総合戦略という、名前と中身も令和5年度から変えていっておりますので、今後はこの計画として総合戦略をやっていくというふうになります。一番最初につくった地方創生のときのまち・ひと・しごと創生総合戦略も、それからこのデジタルの国家構想総合戦略も、他の自治体においては外部のコンサルとかに委託してつくるところが結構多かったんですけれども、基山町では、これはきっちり自分たちで計画をしてやるべきだということで、前のまち・ひと・しごとのときも、そして今回も自分たちできっちり改訂版をつくってやっているというところが特記すべきことかなというふうに思います。

それから、その下の基山町教育大綱の、これも第3期をまた昨年度、令和5年度にきちんと策定したというのが特記できることではないかと思えます。もちろん教育施策のメインは教育委員会でやっていただいているんですが、この教育大綱というのは町長部局が主導して町長部局と教育委員会がきっちり手を組んでつくっているものでございますので、これできっちりとした計画を令和5年度、第3期つくりましたので、それに基づいてまた教育委員会も取り組んでいただくこととなりますし、それから、教育委員会以外の子育て絡みの施策も盛り込まれておりますので、それはこども課を中心とした町長部局でしっかりやっていくということでございますので、そういうベースになっているものだということを御説明させていただきたくて取り上げさせていただきました。

それから、3つ目は、次、15ページの⑬ということで、やっぱり基山町は高齢化が非常に進んでいくということが想定されますので、この地域公共交通というのはすごく大事なことだということで、1つは、コミュニティバスがそのメインになっていきますので、これは、令和5年度の実証試験を基に令和6年度もまた実証試験を積み重ねていながら、一番基山町に合ったコミュニティバスを考えていくということも大事ですし、地域公共交通といえばそれ以外にも、無人駅になったけやき台の話であったり、それから、ここでは触れておりませんが、甘木鉄道の話なども地域公共交通に絡むことになっていくと思っておりますので、

今後……、甘木鉄道は最後に触れていますね。甘木鉄道もまさにこれから基山町の足としてどう考えていくかというふうなことになるので、すごくこれから大事になるということで、令和5年度からそういうもののいろいろな検討がスタートしているということを御説明申し上げて3つ目とさせていただきます。

それから、4つ目が次の16ページの15の移住・定住の話でございます。

ここは何も目新しいもの自体はないんですが、基山町の人口構成等々を考えますと、今の移住の取組をもう少し強化していかないと、少なくとも人口減はもう免れないという状況まで追い込まれているかなというふうに思いますので、今も力を入れていますが、今後とも力を入れていきながら、そしてそれが子育て支援施策と連携していきながら、基山町の人口構成が非常にいびつな形になっておりますので、それを少しでも是正できるようにしていかなければいけないかなということで、あえてちょっとここは、特に内容として説明することではございませんが、これからまた、今結構やっているというふうに評価していただいている部分もあるかもしれないけれども、もっとやっていかなければいけないというふうな、そういうことを考えているところでございます。

最後が21ページの保育所運営のところでございます。

これは特に珍しいことはないんですが、最後のほうの4行ですね。やっぱり保育士さんをきちり養成していかないと駄目だというのがもう今ひしひしと感じておりまして、それは町立の保育園の保育士さんだけではなく、今、基山町で認定こども園、認可保育園で活動していただいているところの保育士さん、子育て支援を言うときにこの確保みたいなものが極めて大事だというふうに今も認識していますし、令和5年度からそういうものを令和6年で話し合うようなそういうことも活発にやってきておりますので、今後、子育てしやすい町を目指す以上、この部分が大事なんじゃないかなということで最後に御説明をさせていただいたところでございます。

そして、次に、今度は37ページに移っていただいて、国民……

○議長（重松一徳君）

町長、ちょっと自席に戻ってください。

○町長（松田一也君）

じゃあここで一旦中断させていただきたいと思います。

○議長（重松一徳君）

ここで10時50分まで休憩します。

～午前10時41分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（重松一徳君）

引き続き休憩中の会議を再開します。

提案理由の説明を引き続き求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

次に、37ページをお願いいたします。国民健康保険特別会計でございます。

令和5年度決算を見ますと、全体では7,779万1,000円の黒字となりました。前年度の繰越金や基金積立金を勘案した実質単年度収支は987万6,000円の赤字となっております。

また、国民健康保険税率については、令和5年度の改定は行っていないところでございます。

なお、保険給付費につきましては、本年度は前年度に比べて2,496万9,000円の減となっております。

詳しくは38ページ以降の表に記載しておりますので、お目通しいただければと思います。

国民健康保険特別会計の決算に係る主要な施策の成果の説明は以上でございます。

続きまして、41ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計でございます。

被保険者数は2,798人となっております、昨年度末より143人増加しております。

また、令和5年度の保険料は、調定額が2億4,632万1,700円、収入済額が2億4,649万7,600円でございます。還付未済額は44万6,200円で、収納率が99.89%となっているところでございます。

後期高齢者医療特別会計の決算に係る主な成果の説明は以上でございます。

なお、それぞれの会計の決算の詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきます。

次に、認定第4号「令和5年度基山町下水道事業会計決算」の認定についてでございます。

令和5年度の基山町下水道事業会計決算の認定をお願いするものでございます。

別冊に、令和5年度基山町下水道事業会計の決算に係る主要な施策の成果の説明書をお手元に差し上げているところでございます。概要について説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

本町下水道は、平成13年に供用開始し、計画的に整備を進めているところでございます。令和3年度に、事業の効率化や費用対効果等の観点から全体計画の見直しを行い、排水区域を556.5ヘクタールから491.3ヘクタールに変更したところでございます。なお、令和5年度については変更は行っておりません。

また、事業認可区域については272.6ヘクタール、下水道整備済区域については269.6ヘクタールとなっております。事業認可区域内の整備率は98.8%となっており、全体計画整備率は、全体計画区域の491.3ヘクタールに対して54.9%の整備率となっているところでございます。

また、行政人口に対して下水道を使える人口の比率である普及率は79.3%となっており、整備済区域のうち下水道に接続された水洗化率は98.3%となっております。

令和5年度決算額は、収益的収入及び支出のうち、収入につきましては、予算額5億405万6,000円に対しまして、決算額は5億366万4,000円となっております。

支出につきましては、予算額4億2,536万5,000円に対して、決算額は4億1,478万6,000円となっているところでございます。

この収入支出決算額からそれぞれ消費税及び地方消費税を差し引きした結果、3,969万3,000円が当年度の純利益となっているところでございます。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入につきましては、予算額10億402万6,000円に対しまして、決算額7億5,934万8,000円となっております。

また、支出につきましては、予算額11億9,632万8,000円に対しまして、決算額9億2,486万円となります。

この結果、1億6,551万円の不足額となっております。この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,918万6,000円、当年度分損益勘定留保資金7,724万3,000円及び繰越利益剰余金処分数額3,908万1,000円で補填しているところでございます。

これにつきましても、詳細は担当課長より後ほど説明させていただきます。

最後に、報告第7号「令和5年度基山町健全化判断比率等」の報告についてでございます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率については、監査委員の意見を付して議会に報告するとともに、公表することとなっております。今回、議会に報告するものでございます。

健全化比率及び資金不足比率の審査については、8月8日から8月13日まで基山町監査委員に審査していただき、8月19日に審査意見書を提出していただきました。今回、その写しを付して報告させていただきます。

健全化判断比率については、基山町は、「実質赤字比率：赤字なし」、「連結実質赤字比率：赤字なし」、「実質公債費比率：6.6%」、「将来負担比率：算定なし」となっているところでございます。

また、資金不足比率については、基山町は資金不足額はございません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく御審議いただき御可決いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

報告第8号 教育委員会事務事業点検及び評価報告について概要を御説明いたします。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項により、教育委員会は、毎年、教育に関する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に報告するとともに、公表することが義務づけられております。

基山町教育委員会では、各年度の教育方針として作成している「基山町教育プラン」の中から、教育委員会が主として取り組んできた具体的重点目標及び取組事項について、成果や課題を洗い出し、さらに、基山町教育委員会評価委員会を令和6年8月8日に開催して、有識者の方から様々な意見をいただきました。その中で、教育委員会事務事業の管理及び執行の状況について、令和5年度の教育プランに沿って98事業について点検を行っていただき、具体的な10施策について評価報告書としてまとめました。

また、基山町評価委員会では有識者の方から御意見をお伺いし、それを取りまとめた意見書及び98事業の評価一覧を参考資料として添付しております。

以上で、報告第8号 教育委員会事務事業点検及び評価報告についての概要説明を終わります。

○議長（重松一徳君）

以上で提案理由の説明が終わりましたので、これより担当課長の詳細説明を求めます。

議案第30号の詳細説明を求めます。山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

議案第30号 基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について、詳細説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、児童扶養手当施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、引用条文の項番号にずれが生じたので、その整理のため基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、議案資料にて御説明させていただきます。

議案資料追加分の1ページをお願いいたします。

基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例で引用しております児童扶養手当法施行令の一部改正の概要といたしまして、制度改正の趣旨や改正内容等をお示ししております。

また、資料2ページをお願いいたします。

上段には児童扶養手当法施行令の一部改正による条項号の移動等についてお示ししております。

次に、ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の引用条文の項番号の具体的な整理といたしましては、第4条第3号イ中、「第2条の4第7項」を「第2条の4第6項」に改め、同号ウ中、「第2条の4第8項」を「第2条の4第7項」に改めるものでございます。

なお、新旧対照表を議案資料1ページにお示ししておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

最後に、この条例は、児童扶養手当法施行令の施行期日に合わせ、令和6年11月1日に施行することとしております。

詳細説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

議案第31号の詳細説明を求めます。戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

それでは、議案第31号 基山町国民健康保険条例の一部改正について説明させていただきます。

議案書2ページをお願いいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布に伴い、国民健康保険被保険者証の廃止による所要の改正を行うため、基山町国民健康保険条例を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。

議案資料2ページをお願いします。

改正箇所につきましては下線の箇所となります。

まず、第36条中、改正前の「第9項」となっておったところを「第5項」に改めます。こちらは法律の項ずれによるものでございます。

次に、改正前で「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」という箇所を、改正後としまして「又は虚偽の届出をした」というふうに改めます。こちらの内容につきましては、今後、マイナ保険証へ移行された後、被保険者証の返還行為がなくなりますので、それに合わせるための改正となっております。

今回の改正条例の施行期日は、法律の施行に合わせまして令和6年12月2日としております。

詳細説明は以上となります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第32号の詳細説明を求めます。大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 顕君）

それでは、県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収に関する条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

議案書3ページをお願いいたします。

県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収に関する条例につきましては、佐賀県が実施する土地改良事業について、土地改良法に基づき受益者が負担する分担金の徴収に関して必要な事項を定める条例でございます。

今回の改正につきましては、本年度、庁内に新規参入を予定しております農業法人の県営法人経営農地整備事業実施要綱に規定されているオーダーメイド整備事業の実施に伴い、分担率を設定する必要があるためでございますので、改正するものでございます。

改正の内容としましては、条例中の別表に、事業名、県営法人経営農地整備事業、事業区分、オーダーメイド整備事業、分担率、10分の10を加えるものでございます。

議案資料の3ページをお願いいたします。

県営法人経営農地整備事業について御説明させていただきます。

県営法人経営農地整備事業のオーダーメイド整備事業につきましては、佐賀県が事業の実施主体となります県営土地改良事業でございまして、高齢化などにより地域での農業の担い手不足が進む中で将来にわたり農業を継続させていくためには、農地の集約、大規模化への意欲があり、販売額の増加が見込まれる法人を呼び込む必要があるため、法人の営農条件等に合わせまして佐賀県が農地整備を実施する事業でございます。県は、国庫補助事業の農地耕作条件改善事業というものを活用してこの事業を実施するものでございます。

実施要件としましては、農業法人であること、整備された農地において販売額が2,000万円以上向上する見込みがあることなどがございます。

事業費の負担割合につきましては、国が55%、県が27.5%、受益者が17.5%となっております。面積要件、町の義務負担はございません。

負担金の納入につきましては、土地改良法に基づきまして、今回の改正の県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収に関する条例に基づきまして、町が対象の法人より徴収し、佐賀県へ支払うという流れになります。

すみません、議案のほうに、3ページのほうにお戻りください。

分担率につきましては、町の負担がございませんので、法人が負担する割合の10分の10という形になっております。

予算では、歳入予算の農業費分担金に法人から徴収する予算を、歳出では農業振興費の負担金補助及び交付金に佐賀県に納付する予算をそれぞれ計上しております。

最後に、今回の改正条例の施行期日は公布の日からとしております。

議案資料4ページに新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しのほどよろしくをお願いいたします。

詳細説明は以上でございまして、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第34号の詳細説明を求めます。吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

それでは、議案第34号 令和6年度基山町一般会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。

議案書7ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ6億8,624万8,000円を追加し、予算総額を97億7,487万8,000円とするものでございます。

議案書の8ページと9ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。主なものを申し上げます。

まず、歳入につきまして、1款町税を2,284万5,000円、9款地方特例交付金を1億43万9,000円、10款地方交付税を3億1,428万7,000円、12款分担金及び負担金を1,064万6,000円、14款国庫支出金を1億3,329万1,000円、15款県支出金を8,363万7,000円、19款繰越金を2億7,555万9,000円、21款町債を2,456万1,000円増加いたしまして、18款繰入金に2億8,411万3,000円の減額をお願いしております。

続きまして、10ページと11ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款総務費を1億6,099万3,000円、3款民生費を2億3,280万1,000円、7款商工費を8,959万7,000円、8款土木費を3,927万7,000円、9款消防費を4,577万3,000円、10款教育費を3,182万5,000円、13款諸支出金を7,370万2,000円の増額をお願いいたしまして、また、予備費を43万7,000円増額することで調整を図らせていただいております。

12ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為でございます。

地域おこし協力隊として、文化・スポーツ振興の支援をするため、1名の配置を予定しております。債務負担行為の期間は令和7年度から令和9年度までの3年間分、限度額1,445万9,000円の設定をお願いしております。

次に、集落支援員として、雇用や就労の支援をするため、1名の配置を予定しております。債務負担行為の期間は令和7年度から令和9年度までの3年間分、限度額1,392万7,000円の設定をお願いしております。

次に、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合熱回収施設基幹的設備改良工事に係る事業債分担金につきましては、一部事務組合の起債に係る償還金相当額の負担金となります。令和7年度から令和25年度までの期間で、限度額620万円の設定をお願いしております。

13ページをお願いいたします。

第3表地方債補正でございます。

変更分でございます。

公園整備事業では、基山総合公園施設の整備工事に係るもので1,070万円の増額をお願いしております。

また、自然災害防止事業では、上原地区と吉原地区の急傾斜地崩壊防止工事に係るものとして1,320万円の増額をお願いしております。

また、臨時財政対策債では、発行可能額が1,875万1,000円となりましたので、66万1,000円の増額をお願いしております。

それでは、事項別明細書により主な内容について説明をさせていただきます。

事項別明細書をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款町税につきましては、本年度の賦課実績及び調定額の見込みにより補正をお願いしております。

1項町民税1目個人1節現年課税分では、賦課実績により所得割額に6,638万4,000円の減額をお願いしております。こちらは定額減税による個人住民税の減税分が大きな要因となっております。

2目法人1節現年課税分では、賦課実績により均等割額に124万6,000円の増額をお願いしております。

4ページをお願いいたします。

2項1目固定資産税1節現年課税分では、賦課実績により8,806万8,000円の増額をお願いしております。企業の償却資産の伸びが大きな要因となっております。

5ページをお願いいたします。

3項軽自動車税2目種別割1節現年課税分では、賦課実績によりまして106万3,000円の増額をお願いしております。

6ページをお願いいたします。

9款1項1目1節地方特例交付金では、交付決定により1億43万9,000円の増額をお願いしております。定額減税による個人住民税の減税相当額が地方特例交付金で補填されますの

で、例年より大きな交付決定額となっております。

7ページをお願いいたします。

10款1項1目1節地方交付税につきましても、交付決定によりまして普通交付税に3億1,428万7,000円の増額をお願いしております。

8ページをお願いいたします。

12款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金1節農業費分担金に県営法人経営農地整備事業分担金157万5,000円の追加をお願いしております。佐賀県が実施する農地整備に対する法人事業者の負担分になります。

同じく2目土木費分担金1節土木管理費分担金に急傾斜地崩壊防止事業費分担金907万1,000円の増額をお願いしております。上原地区と吉原地区の崩壊防止対策事業に係る個人負担に係るものでございます。

飛びまして10ページをお願いいたします。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金2節社会福祉費負担金に障害者自立支援給付費負担金4,391万9,000円の増額をお願いしております。障害福祉サービス利用料の増加に伴うものでございます。

次に、障害者自立支援給付費負担金過年度分119万2,000円の追加をお願いしております。こちらは令和5年度分の国庫負担金確定に伴う追加交付によるものでございます。

次に、障害児入所給付費等及び入所医療費等負担金6,970万5,000円の増額をお願いしております。児童発達支援や放課後等デイサービスなどの利用の増加に伴うものでございます。

11ページをお願いいたします。

2項国庫補助金1目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金に子ども・子育て支援交付金184万5,000円の増額をお願いしております。こちらは利用者支援事業の増によるものでございます。

次に、子ども・子育て支援事業費補助金406万1,000円の増額をお願いしております。児童手当制度改正に伴うシステム改修に係るものでございます。

次に、3目土木費国庫補助金2節都市計画費補助金に社会資本整備総合交付金（公園）、こちらは1,191万3,000円の増額をお願いしております。基山総合公園施設の整備工事に係るものでございます。

12ページをお願いいたします。

15款県支出金 1 項県負担金 1 目民生費県負担金 2 節社会福祉費負担金に障害者自立支援給付費負担金2,195万9,000円の増額をお願いしております。国庫支出金と同様に社会福祉サービス利用料の増加によるものでございます。

次に、障害児入所給付費等及び入所医療費等負担金3,485万2,000円の増額をお願いしております。こちらも国庫支出金と同様に児童発達支援や放課後等デイサービスなどの利用の増加に伴うものでございます。

13ページをお願いいたします。

15款県支出金 2 項県補助金 5 目土木費県補助金 6 節急傾斜地崩壊防止事業費補助金2,230万6,000円の増額をお願いしております。上原地区と吉原地区の急傾斜地崩壊防止工事に係るものでございます。

次に、6目教育費県補助金 1 節小学校費補助金、また 2 節中学校費補助金に、児童用タブレット端末機器購入に対する公立学校情報機器整備補助金をそれぞれ128万2,000円、183万3,000円の追加をお願いしております。

飛びまして15ページをお願いいたします。

18款繰入金 1 項基金繰入金 2 目 1 節財政調整基金繰入金に 1 億4,500万円の減額、また 3 目 1 節公共施設整備基金繰入金に 1 億6,900万円の減額、また10目 1 節ふるさと応援寄附基金繰入金に2,982万円の増額をお願いしまして、財源調整を図らせていただいております。

続きまして、飛びまして17ページをお願いいたします。

19款 1 項 1 目 1 節繰越金には 2 億7,555万9,000円の増額をお願いしております。

18ページをお願いいたします。

20款諸収入 4 項受託事業収入 2 目教育費受託事業収入 1 節文化財調査受託事業収入に町内遺跡発掘調査受託事業202万9,000円の増額をお願いしております。大塚遺跡や夜水遺跡の発掘調査に係るものでございます。

19ページをお願いいたします。

5 項 3 目 2 節雑入に火災共済給付金240万5,000円の追加をお願いしております。こちらは、本桜団地の火災に伴い、全国公営住宅火災共済機構から給付金の支払いを受けるものでございます。

20ページをお願いいたします。

21款 1 項町債につきましては、先ほど第 3 表地方債補正で説明させていただいたとおりで

ございます。補正額の合計は2,456万1,000円の増額となります。

続きまして、歳出でございます。

21ページ以降の件費につきましては、人事評価を勤勉手当に反映させるための予算の配分調整や職員の採用に係る予算、時間外勤務手当の増額などをお願いしております。

22ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費2目文書管理費11節役務費に、10月からの郵便料金引上げにより不足が見込まれますので、通信運搬費229万1,000円の増額をお願いしております。

4目会計管理費11節役務費に公金事務取扱手数料142万6,000円の増額をお願いしております。こちらは、内国為替制度運営費の適用によりまして、本年10月から公金振込においても振込手数料の支払いが必要となったものでございます。

5目財産管理費10節需用費に修繕料107万4,000円の増額をお願いしております。こちらは、庁舎のチャイムや庁舎敷地内の歩道のタイル修繕を行いましたので、今後のその他の修繕を見込み、増額をお願いしているところでございます。

7目交通安全対策費10節需用費に修繕料130万3,000円、14節工事請負費に交通安全施設工事214万2,000円の増額をお願いしております。それぞれカーブミラーやカラー舗装の修繕、設置に係るものでございます。

8目財政調整基金費24節積立金に1億4,600万円の追加をお願いしております。令和5年度一般会計決算剰余金の2分の1程度を積み立てるものでございます。

飛びまして24ページをお願いいたします。

2項徴税费2目賦課徴収費22節償還金利子及び割引料還付金に360万円の増額をお願いしております。法人町民税の確定申告により過年度還付金が見込まれますので、増額補正をお願いしております。

飛びまして26ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費27節繰出金に国民健康保険特別会計繰出金167万5,000円の増額をお願いしております。令和5年度決算に伴う事務費の精算によるものでございます。

次に、2目老人福祉費10節需用費、印刷製本費120万円の増額をお願いしております。昨年度作成いたしました、きやまかるたの増刷を行うものでございます。

次に、6目障害者福祉費19節扶助費、障害福祉サービス費に8,784万円、同じく障害児通

所給付費に1億3,941万2,000円の増額をお願いしております。それぞれサービス利用料の増加に伴うものでございます。

飛びまして28ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費18節負担金及び交付金、浄化槽設置整備事業補助金に191万円の増額をお願いしております。浄化槽設置件数の増加によるものでございます。

飛びまして30ページをお願いいたします。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費18節負担金及び交付金に農業農村振興整備事業補助金312万4,000円の増額をお願いしております。こちらはかんがい排水施設の改良に係るものでございます。

同じく県営法人経営農地整備事業負担金157万5,000円の追加をお願いしております。県が実施する農地整備に対する法人事業者からの分担金を佐賀県に負担金として支払うものでございます。

31ページをお願いいたします。

7款1項商工費1目商工総務費12節委託料に、合同企業説明会に要するものとして企業魅力発信業務委託料170万円の追加をお願いしております。

同じく18節負担金補助及び交付金に企業立地奨励金7,266万円の増額をお願いしております。新たに工場などを新設、増設した企業に対して、固定資産税相当額について奨励措置を行うものでございます。

また、企業立地促進特区補助金1,500万円の追加をお願いしております。新たな設備を増設した企業に対しまして、電気料相当額の奨励措置を行うものでございます。

飛びまして33ページをお願いいたします。

8款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費10節需用費では、町道の維持補修に係る修繕料に470万6,000円の増額をお願いしております。

34ページをお願いいたします。

3項都市計画費3目公園費14節工事請負費に基山総合公園施設工事3,245万円の追加をお願いしております。基山総合公園東側の緑地広場の整備に係るものでございます。

飛びまして37ページをお願いいたします。

9款1項消防費5目災害対策費14節工事請負費、急傾斜地崩壊防止工事に4,513万3,000円

の追加をお願いしております。上原地区と吉原地区の急傾斜地の崩壊防止対策に係るものでございます。

飛びまして39ページをお願いいたします。

10款教育費 2項小学校費 1目基山小学校管理費10節需用費では、修繕料といたしまして1,088万2,000円の増額をお願いしております。こちらは、次年度の特別支援学級数の増加を見込みまして、新校舎の2階の間仕切り設置などに係るものでございます。

次に、3目基山小教育振興費17節備品購入費、教材備品に348万3,000円の増額をお願いしております。次年度の生徒数の増加を見込みまして、児童用タブレット端末や電子黒板の増設に係るものでございます。

40ページをお願いいたします。

10款教育費 3項中学校費 1目学校管理費10節需用費では、修繕料といたしまして249万3,000円の増額をお願いしております。こちらはWi-Fiアクセスポイントの増設やタブレット保管庫の増設などに係るものでございます。

次に、2目教育振興費17節備品購入費、教材備品に483万8,000円の増額をお願いしております。次年度の生徒数の増加を見込みまして、児童用タブレット端末や電子黒板の増設に係るものでございます。

41ページをお願いいたします。

4項社会教育費 3目文化財保護費12節委託料に発掘調査掘削業務委託料154万円の増額をお願いしております。大塚遺跡や夜水遺跡の発掘調査受託事業に係るものでございます。

42ページをお願いいたします。

5項保健体育費 2目スポーツ振興費10節需用費に消耗品費210万2,000円の増額をお願いしております。こちらは町営球場や多目的グラウンドの照明用電球の購入に係るものでございます。

同じく18節負担金補助及び交付金、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会実行委員会負担金618万1,000円の減額をお願いしております。こちらは、実行委員会のほうから令和5年度の精算による繰越金があったため、本年度の負担金を減額するものでございます。

43ページをお願いいたします。

11款災害復旧費 1項農林水産施設災害復旧費 2目林業施設災害復旧費11節役務費に土砂等撤去手数料として123万7,000円の増額をお願いしております。こちらは、7月の豪雨の際、

林道施設の路肩にのり面崩落が起きておりましたので、土砂撤去を行うものでございます。

44ページをお願いいたします。

3項1目公共施設公用施設災害復旧費では、10節需用費に修繕料370万円の追加をお願いしております。こちらは、本年2月の本桜団地火災に伴う復旧作業を行う中で、詳細調査によりまして修繕費用に不足が生じたので、増額補正をお願いするものでございます。

45ページをお願いいたします。

12款1項公債費1目元金22節償還金利子及び割引料につきましては、本年度中の償還予定額の見込みにより、長期債元金に397万8,000円の減額、2目利子22節、長期債利子に10万8,000円の増額をお願いしております。

46ページをお願いいたします。

13款諸支出金2項諸費1目国県支出金返納金22節償還金利子及び割引料に国県支出金返納金7,370万2,000円の追加をお願いしております。内訳につきましては議案資料の30ページに掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

47ページをお願いいたします。

最後に、14款予備費でございます。今回、43万7,000円を増額いたしまして調整を図らせていただいております。

以上で令和6年度基山町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第35号の詳細説明を求めます。戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

議案第35号 令和6年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について詳細説明をさせていただきます。

議案書の14ページをお願いします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ353万円を追加し、総額を21億5,974万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いします。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目 1 節医療給付費分現年課税分386万2,000円の増額、同じく 2 節後期高齢者支援金分現年課税分231万8,000円の増額、同じく 3 節介護納付金分現年課税分 8 万1,000円の減額をお願いしております。国民健康保険税の当初賦課額が確定したことによるものでございます。

4 ページをお願いします。

5 款 1 項 1 目 2 節、特別調整交付金分231万4,000円の増額、県繰入金（2号分）565万2,000円の増額、こちらは国保標準システム導入等に対する県補助額の増によるものでございます。

5 ページをお願いします。

7 款 1 項 1 目 1 節一般会計繰入金167万5,000円の増額、こちらは前年度決算に伴う事務費の精算分となっております。

6 ページをお願いします。

7 款 2 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金4,000万円の減額、こちらは前年度繰越金及び交付金返還額の確定に伴いまして基金からの繰入れが不要となったことによるものでございます。

7 ページをお願いします。

8 款 1 項 1 目 1 節繰越金2,779万円の増額、こちらは令和 5 年度の歳入歳出差引残高が確定したことによるものでございます。

8 ページをお願いします。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目12節、国保標準システム導入委託料462万9,000円の増額、同じく国保標準システム共同運用業務委託料322万7,000円の増額、こちらは標準システムの追加使用に対応するための委託料の増でございます。また、3目11節、通信運搬費11万円の増額、こちらは10月からの郵便料値上げに伴うものでございます。

9 ページをお願いします。

9 款 1 項 5 目22節、保険給付費等交付金償還金1,944万5,000円の減額、同じく 6 目22節、国県支出金返納金29万9,000円の増額、こちらは令和 5 年度の給付費が確定したことによるものでございます。

10ページをお願いします。

10款予備費で1,485万7,000円増額し、財源調整を行っております。

議案第35号の詳細説明は以上です。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、認定第1号から認定第3号までの令和5年度各会計の決算についての詳細説明を求めます。寺崎会計管理者。

○会計管理者（寺崎博文君）

令和5年度基山町一般会計及び基山町国民健康保険、基山町後期高齢者医療の各特別会計の決算に関わる詳細説明をさせていただきます。

議案書22ページをお願いいたします。

令和5年度基山町一般会計及び各特別会計の決算につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき、政令の定めるところにより決算を調製し、一般会計及び特別会計の証書類その他政令に定める書類と併せて町長に提出いたしております。町長は、決算及び関係書類を監査委員の審査に付するために、それらの書類を提出し、監査委員による決算審査が行われております。後ほど監査委員より意見を付して決算審査報告をしていただきます。

令和5年度各会計の決算を議会の認定に付するため、認定第1号 令和5年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第3号 令和5年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの3議案において、地方自治法及び地方自治法施行令の規定に基づき、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等、決算に係る主要な施策の成果の説明書及び監査委員の決算審査意見書を付して提出いたしております。

また、決算関係資料を決算認定関係資料として提出いたしております。

決算に係る主要な施策の成果の説明書につきましては、先ほど町長のほうから詳しく御説明をされましたので省かせていただきまして、私のほうから、実質収支に関する調書、財産に関する調書等について説明をさせていただきます。

それでは、資料の実質収支に関する調書、財産に関する調書等の1ページをお願いいたします。

まず、一般会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が93億8,983万6,000円、歳出総額が90億5,568万1,000円で、歳入歳出差引額が3億3,415万5,000円となっております。令和5年度につきましては、翌年度へ繰り越すべき財源が4,359万6,000円ございますので、実質収支額は2億9,055万9,000円となっております。

2 ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計につきまして、歳入総額のほうは20億7,835万2,000円、歳出総額が20億56万1,000円で、歳入歳出差引額が7,779万1,000円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も7,779万1,000円となっております。

3 ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計につきまして、歳入総額のほうは3億1,949万7,000円、歳出総額が3億1,232万6,000円で、歳入歳出差引額が716万1,000円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額のほうも716万1,000円となっております。

次に、財産に関する調書について御説明させていただきます。

4 ページをお願いいたします。

公有財産の土地及び建物の行政財産につきまして、その主なものについて御説明いたします。

まず、土地の公共用財産の公衆用道路1,215.05平方メートルの増につきましては、町道深底線道路改良に伴います買収、開発行為による帰属や寄附による増でございます。

次に、建物の公共用財産でございますが、観光施設12平方メートルの減につきましては、基山草スキー場管理棟の解体による減でございます。

次に、非木造の学校604.28平方メートルの増につきましては、基山小学校校舎増築による増でございます。

次に、非木造の観光施設0.17平方メートルの増につきましては、基山草スキー場の管理棟及び多目的トイレの新築による増、基山草スキー場管理棟の解体による減によるものでございます。

次に、土地の普通財産1万5,148平方メートルの減につきましては、黒谷緑地の土地の払下げによる減でございます。

続きまして、5 ページをお願いいたします。

(2) 山林について、令和5年度の増減はございません。

(3) 出資に関する権利につきまして、佐賀東部水道企業団へ39万7,000円の出資を行っております。福岡導水施設地震対策事業に伴うものでございます。

次に、6 ページから8 ページを御覧いただきたいと思います。

物品関係でございますが、物品について50万円以上の物品について計上しておりますが、

令和5年度中の増減についてはございませんでした。

9ページをお願いいたします。

基金関係の主なものについて説明をいたします。

まず、財政調整基金の2億8,708万4,000円の増につきましては、8万4,000円の利子と2億8,700万円の積立てによるものでございます。

次に、減債基金の2,280万7,000円の増につきましては、2万円の利子と2,278万7,000円の積立てによるものでございます。

次に、公共施設整備基金の1億3,188万2,000円の増につきましては、8万2,000円の利子と1億3,180万円の積立てによるものでございます。

続きまして、ふるさと応援寄附金の1億48万5,000円の減につきましては、11万2,000円の利子と4億3,593万3,000円の積立てから、5億3,653万円の一般会計への繰入れにより減額したものでございます。

次に、国民健康保険財政調整基金の148万8,000円の減につきましては、2万1,000円の利子から150万9,000円の国保会計への繰入れにより減額したものでございます。

10ページから16ページにつきましては、会計別決算総括表と款別決算額比較表をつけさせていただいております。決算内容の詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書のほか、決算関係資料を提出しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上をもちまして令和5年度各会計の決算についての詳細説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議賜り認定いただきますようよろしくをお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、認定第4号の詳細説明を求めます。今泉建設課長。

○建設課長（今泉雅己君）

議案書の25ページをお願いいたします。

認定第4号 令和5年度基山町下水道事業会計決算の認定に係る詳細説明をいたします。

令和5年度下水道事業会計の決算につきましては、地方公営企業法第30条第1項の規定に基づき、政令に定めるところにより決算を調製し、下水道会計の諸書類その他政令で定める書類と併せて提出いたしております。

令和5年度基山町下水道事業会計の決算の認定についての議案においては、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定に基づき、下水道事業決算報告書、下水道事業損益計算

書、下水道事業剰余金計算書、下水道事業剰余金処分計算書（案）、下水道事業貸借対照表及び決算附属書類そのほか決算に係る主要な施策の成果の説明書及び監査委員の決算意見書を付して提出をいたしております。

決算に係る主要な施策の成果の説明につきましては、先ほど町長の説明と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

それでは、別冊の令和5年度基山町下水道事業会計決算書のほうをお願いいたします。

1 ページ、収益的収入及び支出、2 ページの資本的収入及び支出の決算につきましては、主要な施策の成果の説明と重複いたしますので、3 ページ、下水道事業損益計算書のほうからお願いいたします。

3 ページをお願いいたします。

下水道事業損益計算書でございます。

下水道使用料等による営業収益が2億1,173万316円、維持管理費や減価償却費等による営業費用が3億5,943万8,506円、補助金等による営業外収益が2億2,606万2,525円、支払利息等による営業外費用は3,866万1,225円となっております。

4 ページをお開きください。

当年度純利益では3,969万3,110円となっております。前年度繰越利益剰余金と合わせまして、当年度未処理分利益剰余金は1億4,922万9,334円となっております。

5 ページをお開きください。

下水道事業剰余金計算書でございます。

前年度末資本合計が12億96万2,765円、当年度末純利益3,969万3,110円を加えた12億4,065万5,865円が当年度末の資本合計となっております。

また、本会議において令和5年度下水道事業未処分利益剰余金の処分をお願いいたしており、3,908万1,020円を処分し、資本金へ組み入れることで計上いたしております。

決算書6ページから9ページまでが下水道事業の貸借対照表でございます。

それでは、7ページ、負債の部をお願いいたします。

固定負債25億9,153万5,526円、8ページ、流動負債合計が3億9,626万372円、繰延収益合計が22億9,942万898円となっており、負債合計で52億8,721万6,796円となっております。

それでは、9ページ、資本の部をお開きください。

資本の部につきましては、資本金が10億238万6,290円、剰余金合計が2億3,826万9,581円

となっております、資本合計として12億4,065万5,875円となっております。

負債の部、資本の部合計で65億2,787万2,671円となっております。

12ページからは令和5年度基山町下水道事業報告書となっております。決算の内容の詳細につきましては、決算報告書のほか損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表のほか、決算附属書類として事業収益費用明細書、事業費用明細書のそれぞれ明細書を添付いたしておりますので、後ほど御参照のほどお願いいたします。

なお、下水道事業会計は令和5年4月1日から令和6年3月31日までとなっております。

以上をもちまして令和5年度下水道事業会計決算の詳細説明を終わらせていただきます。御審議賜り認定いただきますようお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

ここで午後1時まで休憩します。

～午前11時52分 休憩～

～午後1時00分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

次に、監査委員による審査報告を求めます。太田代表監査委員。

○代表監査委員（太田博史君）（登壇）

それでは、決算審査の報告をいたします。

最初に、令和5年度基山町歳入歳出決算のほうから説明をいたします。

1ページをお願いします。

審査の概要。審査の対象ですが、令和5年度基山町一般会計と2つの特別会計、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、そして基山町土地開発基金等3つの基金です。

審査の期間は6月19日から7月31日まで、中村絵理議員と共に審査をしております。

審査の方法ですが、通常審査手続で審査をしているんですが、各課からは1年間の仕事の結果の多くの資料を提出してもらっております。予算の執行は的確かつ効率的、合理的になされているか等について審査をしております。

次に、4、審査の結果ですが、審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、かつ計数は誤りのないものと認めました。

予算の執行につきましては、全般的に適正な事務処理がなされ、おおむね良好な執行状況であると認めました。

財産に関する調書の公有財産及び物品並びに基金につきましては、適正に管理、運用されているものと認めました。

次に、2ページから52ページに決算の概要を記載しておりますが、ここでの説明は省略させていただきます。

53ページから61ページに審査結果の意見を記載しております。ポイントの部分を説明いたします。

53ページをお願いします。

この意見書は、財政運営の健全化及び地域の活性化を主眼とした意見になっております。

(1) 決算収支の状況ですが、令和5年度は実質収支で2億9,100万円の黒字決算となりました。実質収支比率は6.4%ということになっております。この実質収支比率というのは財政運営の健全性を示す指標として、おおむね3から5%程度が望ましいとされております。この実質収支率は、高過ぎると、住民に対して相応の公共サービスを提供していなくて、黒字が多くなっているんじゃないかという見方をされるんですが、令和4年度ですけれども、佐賀県の平均が7.6%でした。類似団体平均で8.0%です。基山町は6.4%ですので、適当な率というふうに私は考えます。

(2) 財政力指数、自治体の財政力を示す代表的な指数なんですが、自前の税収でどれだけ賄えているかということです。この財政力指数は1に近いほど財政力が強いとされております。グラフを描いています。一番上の線が基山町です。その下の2つの線は類似団体平均と佐賀県平均です。よりも上になっております。財政は平均に比べて豊かであるということになっております。基山町は、類似団体59あるんですが、その中で15位でした。佐賀県では3位の高位置をずっとキープしております。ちなみに、令和5年度の順位なんですが、1位は玄海町が1.26です。2位は鳥栖市で0.96、3位が佐賀市と基山町が同率で0.63、5位に伊万里市が0.57ということになっております。

(3) 歳入の状況ですが、自主財源のトータルで、これは前年よりも1億3,200万円増えまして48億700万円。依存財源のほうは、前年よりも2億5,300万円増えまして45億8,300万円になっております。歳入合計としましては、前年よりは3億8,500万円増えまして93億9,000万円ということになっております。令和4年度なんですが、自主財源構成比は基山町

は51.9%でして、県内では3番目の高さになっております。この自主財源の確保というのは財政の健全化の最も重要なテーマです。今後もさらなる増収に向けての尽力をお願いしたいと思っております。

55ページをお願いします。

⑤で諸収入の中の雑入の3年間の推移を書きました。令和5年度は56件ありまして、金額にして1億2,000万円あります。令和5年度の雑入の中には、リサイクル回収売払金275万5,000円、広告料収入150万4,000円、宝くじ収益金交付金739万6,000円、太陽光発電販売代金181万5,000円というのが含まれております。雑入の中に入って分かりにくいとは思いますが、この雑入についても今後さらなる増収に向けての創意工夫をお願いしたいと思っております。

(4) 歳入の町税の収入状況ですが、町民税が前年よりも2,100万円減りました。減収になっております。これは、個人住民税は1,700万円増えているんですが、法人住民税のほうが3,800万円減ったということで、トータルでは2,100万円の減収になっております。固定資産税は9,100万円増えました。町税合計としましては、前年よりも7,800万円増えまして25億6,800万円になっております。この数字は過去最高額を更新しています。去年度が過去最高額だったんですが、今年はそれをさらに更新したということになりました。

それから、徴収率なんですが、令和4年度の町税の徴収率は98.6%でして、これは佐賀県平均なんかに比べると高いんですが、それでも令和5年度末の滞納税額が3,000万円あります。県と連携しながら町税の収納業務を効率的、効果的に行うことにより、さらなる徴収率向上に努めていただきたいと思います。

それから、景気変動の影響が比較的少ないとされています固定資産税の町税に占める割合は50.2%でして、佐賀県では3番目に高い数字になっております。この固定資産税増収の主な要因としましては、償却資産が増加しているということと、開発によって農地から宅地への地目変更があっているということで、こういう高い率になっております。

このように町税の増収が続いているというのは、移住・定住の促進及び企業誘致の施策の効果が現れているものと考えます。

56ページをお願いします。

(5) は歳入のふるさと応援寄附金です。個人のふるさと納税が、令和5年度は3,200万円前期より増えまして9億400万円ということになっております。このふるさと納税というのは、今はもう自主財源の中で固定資産税、町民税に次ぐ貴重な収入源になっております。

今後ともこのふるさと納税を安定的な財源にすることができるように、取組を継続、強化していただきたいと思います。基山町はまだまだ伸び代があるというふうには思っております。

それから、⑥に書いているんですが、地域経済の活性化につながるふるさと納税の返礼品の開発にも尽力をしていただきたいと思いますというふうには思っています。もし将来ふるさと納税制度がなくなるということになっても、注文が来るような返礼品の開発ができればベストだなというふうには考えます。

57ページをお願いします。

(6)は基金積立金現在高です。貯金のほうはどうなっているかを見ました。基金の年度末現在高ですが、財政調整基金、これが令和5年度は前年よりも2億8,700万円増えまして12億3,000万円までなっております。基金合計は前年よりも3億5,000万円増えまして39億8,300万円となっております。この財政調整基金ですが、持続可能性の点で最も重要な基金と考えられております。この財政調整基金が毎年順調に増額されているということは財政運営の健全性から見地から評価できるというふうには考えます。

それから、ふるさと応援寄附金基金は令和5年度末で残高が9億1,300万円あります。今後、これをいかに地方創生に結びつけていくかが重要になってくると考えます。

次に、貯金のほうが多いかどうかを見てみたんですが、人口1人当たりで財政調整基金と減債基金を足したやつを見てみましたら、類似団体平均よりも13億3,100万円少ないという計算になりました。基金合計でも1人当たり見たんですが、類似団体平均よりも9億1,100万円少ないという計算になりました。

次のページ、(7)は町債残高ですが、借金のほうはどうかということを見てみました。町債の年度末残高ですね、これは令和5年度は前年よりも3億4,800万円減りまして60億600万円になっています。支払利子のほうは、高利での借入れが近年順次償還されたことに伴いまして大きく減少しております。10年前に比べますと7,900万円も減少しています。これは非常に大きいですね。

それから、一時借入金は発生しておりません。結構ほかの市町村ではこれを使っているんですが、基山町は発生しておりません。資金繰りがしっかりできているということが言えます。

(4)町債については、今後も引き続き、繰上償還の実施や緊急度、住民ニーズを的確に

把握した事業の選択をすることにより、町債残高の抑制に努めていただきたいと思います。

次に、借金が多いかどうかを見てみました。1人当たりの地方債残高なんですが、類似団体平均に比べますと27億3,200万円少ないという計算になっております。

結局、類似団体に比べて、貯金は少ないんですが、借金はそれ以上に少ないという結果になっております。今後金利が上昇することになりそうですので、これは私は賢い資金繰りの仕方だなというふうに考えます。

次に、(8)の財政状況の持続可能性ですが、持続可能性というのは今後も健全に財政運営が続けられるかということです。借金と貯金の動向を表にしてみました。地方債現在高に債務負担行為額を足して、それから基金積立金現在高を引いた表を作ってみました。それで、純負担額、債務超過額ですね、この金額を出しております。純負担額が毎年大きく減少しています。4年間で22億7,900万円も減少しています。この純負担額の5年間の推移からして、基山町の財政運営は堅調に推移していると、そういう状態であるということが判断できます。財政健全化の見本みたいな数値になっております。

(9)は省きます。

次の60ページをお願いします。

(10)なんですが、地域の活性化の施策で効果が上がったという実例を毎年1件取り上げているんですが、今回は(10)で子育て支援施策を取り上げました。効果の物差しとしましては園児の人数をカウントしました。グラフの人数は各年の3月末現在の園児の数です。10年間連続して園児の数が増加をしております。この基山町の園児の増加というのは、ライフステージに応じた基山町の子供政策がその成果として現れている結果というふうに私は考えます。出会いから結婚、妊娠、出産から子育てまで切れ目のない政策、支援、さらに子育て世代の就農支援や住まいの取得までの専門委員による、職員によるきめ細かなサポート等、施策が実施されております。それから、基山っ子みらい館の新設等で待機児童ゼロも継続しております。

④に書いてあるんですが、今の日本では、人口減少というのは起きるかもしれないリスクではなく、確実に来ることが分かっている事態です。基山町も、基山町自慢の子育て支援策のさらなる充実を図ることにより、若い世代が仕事も子育てもしやすい地域づくりにさらに力を入れることが求められているというふうに考えます。このようにきめ細かい施策を着実に実行するというのは大変な努力を要することとは思いますが、今の基山町ならでき

ると私は思っております。

61ページに行きます。

(11) 業務改善活動ですが、職員の業務改善提案です。これは、職員自らが積極的に業務改善活動に取り組んでいくということの意義が私は非常に大きいと思っていて、毎年テーマに取り上げております。効果の物差しを提案件数としているんですが、令和5年度は提案件数は大きく減少しました。

②に書いていますように、少子高齢化、人口減少、IT化、コロナ禍など社会環境が激変する今日、既存の制度、今までの仕事のやり方を誠実に改善していくという姿勢が求められているというふうに考えます。どうしたら効率よく仕事を終わらせることができるか、早くよい成果を出せるか、職員一人一人が積極的に業務改善に取り組んでいただきたいというふうに思います。

(12) 今後の行財政運営ですが、今後、町有施設の老朽化による維持管理費の増加等々に伴いまして財政負担の増加が見込まれます。将来にわたって健全な財政運営を確立するためには、税源の涵養を推進する必要があります。全課を挙げて積極的に歳入増対策を図っていただきたいと思います。

②は地域の活性化についてなんですが、誰かがきつと地域の活性化対策を考えてくれるだろうと思うのは幻想だろうと思います。職員一人一人がどのようにして地域を活性するかに知恵を絞ることは欠かせないことだと考えます。

以上で一般会計と特別会計は終わります。

引き続き、下水道事業会計の説明をいたします。

これは別法律になっていますので、別冊になっております。

1ページをお願いします。

審査の対象は、令和5年度基山町下水道事業会計決算です。

審査の方法ですが、決算書が地方公営企業法等の関係法令に従って作成されているか、経営成績及び財政状態は適正に表示されているか等につきまして審査をしております。

審査の結果ですが、審査に付されました決算書及び決算附属書類については、地方公営企業法等の関係法令に準拠して作成されており、計数は誤りはなく、令和5年度の経営成績及び同年度末における財政状態は適正に表示されているものと認めました。複式簿記・発生主義でやっているんですが、日々の取引は適正に会計処理が行われていました。

第2の審査の内容につきましては、説明は省略させていただきます。

12ページの審査結果の意見のところを説明します。

12ページをお願いします。

下水道の整備状況、水洗化率の状況ですが、佐賀県の水洗化率の平均は79.9%なのですが、基山町は令和5年度98.3%で、佐賀県では一番高い率になっております。ですが、投資施設の効果的利用、投下資本の早期回収、さらには環境保全の観点から、引き続き水洗化のさらなる普及に努めていただきたいと思います。

それから、今回、排出する水の汚染状態の検定結果を確認しました。けやき台、ニュータウン、きやま台、本桜の各処理場において環境大臣が定める方法により検定した結果、カドミウム・鉛・水銀等合計43もあるんですね、43の有害物質等の検定結果は全て排水基準未満であることを確認しております。これ、検査は年2回実施されておりました。それから、小郡市の宝満川浄化センターの検定結果も基準未満であることを確認しております。

(2) 予算の執行状況ですが、総合的に判断して、予算の執行はおおむね適正に行われているものと認められます。

13ページをお願いします。

(3) 経営成績(損益計算書)なのですが、下水道使用料です。一般家庭のほうは、令和5年度は75戸の住宅が新たに下水道に接続をしています。ですが、使用料は全然上がっていないんですね。去年と全く同じ金額でした。各家庭が節水をしているということですね。そのデータも見せてもらいました。合計では使用料は前年よりも500万円増えています。使用料収入というのは毎年順調に増加をしております。

それから、②に書いているんですが、基山町の所在する6社の大規模工場は合併浄化槽が設置されている状況なんですが、各工場に対して水洗の接続依頼を積極的に行うことにより、今後、使用料収入の増収を図っていただきたい。この状況によりまして、今後、使用料料金が大きく影響を受けることになると思います。

次は、イ、一般会計からの繰入金ですが、令和5年度は前年よりも500万円増えました。基準外は減ったんですが、トータルでは500万円増えております。この繰入金が多いかどうかを見てみたんですが、佐賀県平均なんかには比べるとまだ低いということになっております。

次に、経費回収率ですが、下水道使用料水準の妥当性を見る率なのですが、100%というのが事業に必要な費用を収益で賄っていると、賄えられているとされている数字です。基山

町は、令和3年度、4年度と90%台でしたが、令和5年度は4ポイント改善をしております。ですが、依然として100%を下回っているということは、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入より賄われているということの意味しております。適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要になってくると考えます。

ちなみに、鳥栖市を見てみたんですが、鳥栖市は令和3年度、4年度、この経費回収率100.0%なんですね。鳥栖市は工場の使用料が大きいということもあると思うんですが、鳥栖市は何でもいいですね。

それから、14ページの料金の件なんですが、基山町は平成19年4月に条例改正による下水道料金改定がありました。その後はありません。ただ、消費税率がアップしたときはその分上がっているんですが、その後の改定はありません。料金値上げについて担当課に聞いたんですが、まずは工場の接続を優先して経営の安定を図っていきたいと、近い将来においては値上げを行う予定はないという回答をもらっております。

次、業績ですが、経常利益・純利益で、毎年度確実に適当な黒字が続いております。ということは健全な事業経営が継続できていると評価できると考えます。

それから、経営の健全性の一つの指標とされております経常収支比率というのがありますが、令和5年度は前年度から1.8ポイント増の110%になっておりまして、健全経営の水準とされております100%を上回っております。

次に、(4)財政状態です。貸借対照表なんですが、企業債残高、借金ですが、令和5年度は残高が4億1,500万円増加をしております。この数字が多いかどうかを見てみたんですが、佐賀県平均なんかには比べるとまだ少ない、低いということになっております。

15ページをお願いします。

有形固定資産のうちの構築物を見てみました。下水道管がほとんどなんですけれども、令和5年度の構築物の取得価格が53億5,600万円あります。いかに設備投資が要る業種であるかということが分かります。町所有の下水道管というのは経過年数が10.8年ということが計算されるんですが、全般的には更新するにはまだ余裕があると思えます。ただ、きやま台等の昭和53年頃に敷設されました下水道管につきましては、敷設から50年後、これ耐用年数50年なんですね、50年後の令和10年頃が老朽化による更新の目安となりますので、日々の点検・調査を的確に行い、補修及び更新を行うことで長寿命化を図っていただきたいというふうに考えます。

(5) 資金の状況(資金収支計算書)、キャッシュフロー計算書ですが、これは結論だけ言いますと、令和5年度末の資金残高は前年度よりも5,100万円増えております。キャッシュフローは良好であったと言えます。

最後、(6) 今後の事業経営ですが、今後、宝満川浄化センターまで汚水を送水するためのポンプ場及び管渠、下水道管ですね、の整備費が大幅に増加することが予定されております。厳しい財政運営が予想されております。詳細な経営分析による経営戦略プランというのが作成されているんですが、そのプランによりますと、5年後、令和10年度末なんですが、企業債残高が約25億円増えると、一般会計からの繰入金も8,000万円増えるという試算がされておりました。非常に厳しい財政運営が予想されておりました。今後の事業経営はこの基山町下水道事業経営戦略プランに基づいて着実に計画を実施することにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

日程第22 決算特別委員会の設置について

○議長(重松一徳君)

日程第22. 決算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。基山町議会委員会条例第4条第1項の規定により、今期定例会に決算特別委員会を設置し、同条第2項の規定により、決算特別委員会の委員の定数を12名とすることをしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重松一徳君)

異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置し、同特別委員会の委員の定数を12名とすることに決しました。

なお、決算特別委員会委員の指名については、委員会条例第5条第4項の規定により議長において指名を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重松一徳君)

異議なしと認めます。よって、議長において決算特別委員会委員の指名を行います。

決算特別委員会委員に議長を除く全議員を指名します。

本日の会議は以上をもちまして散会とします。

～午後 1 時35分 散会～